

市川市防犯用品等導入促進事業の手引き

【はじめに】

首都圏で多発する強盗事件に対する防犯対策として、市川市（以下「市」といいます）では ICHICO 加盟店で防犯用品の購入や防犯設備の設置（以下「購入等」といいます）をした方に、費用の一部をデジタル地域通貨 ICHICO のポイントで付与する「市川市防犯用品等導入促進事業（以下「本事業」といいます）」を実施します。

本手引きは、ポイントの付与を申請する者（以下、「申請者」といいます）が遵守すべき事項やポイント付与の要件等を定めることを目的とするものです。

本事業に係るポイントの付与申請は、本手引きを必ずお読みいただいた上で行うものとし、申請を行った場合は同意したものとみなします。

【定義】

1. 本手引きにおける用語の定義は、以下のとおりです。

- （１）ポイント：本事業において申請者が付与を受けることができるポイントは ICHICO のポイントとなります。
- （２）ICHICO 加盟店：ICHICO のポイントを利用することのできる店舗です。

【申請者・要件】

- 1. 本市の住民基本台帳に記録された住所に現に居住している世帯主であること。
- 2. 本人または本人と同一世帯に住所を有する者が、同様の補助金等の交付を受けていないこと。
- 3. 購入・設置したものを自らが本市内に居住する住宅に設置すること。
- 4. 市川市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員等または同条例第 9 条第 1 項に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
- 5. 住宅等の売買を目的としていないこと。

【事業の概要】

- 1. 本事業は、本手引きの定めるところにより、市川市内に居住する個人が、本事業実施期間中に ICHICO 加盟店で購入等をし、市川市内の自身の居住地に設置してポイントの付与申請を行うことにより、ポイントを受け取ることができるものです。

※購入等の時点において、当該店舗が ICHICO 加盟店である必要があります。

- 2. 本事業の実施期間は、次に掲げるとおりとします。

購入等の期間及び申請期間（ポイントの付与対象となる期間）

令和 7 年 5 月 1 日（木）から令和 7 年 12 月 26 日（金）まで

（郵送での申請の場合は令和 7 年 12 月 26 日（金）の消印有効）

※予算がなくなり次第終了します。

【対象品目及び付与ポイント】

1. 本事業におけるポイント付与の対象となる品目は、下表の定義・要件を満たすものとします。
2. ポイント付与数は、購入等の本体価格（税込）の 30%とし、割引適用後、各種ポイント（クレジット・店舗）利用前の金額に対し付与します。なお、1 ポイント未満は切り捨てとします。
※設置費用はホームセキュリティのみを付与対象とします。
3. 申請は、ポイントの付与対象期間中 1 世帯 1 回まで、購入費等が 1,000 円以上からとし、複数店舗での購入費等は合算可能とします。ただしポイント付与の上限は合計 40,000 ポイントとします。

	対象品目	定義・要件
1	防犯カメラ (録画機能付きインターホンや ドアホンを含む)	犯罪の防止を目的とした録画機能付きのカメラであり、撮影した映像の記録及び通信のために必要最低限の関連機器から構成される装置 ※室内型カメラ・ダミーカメラは対象外
2	防犯性の高い錠	不正開錠が困難な錠
3	補助錠	主錠の他に、防犯性を高める目的で、玄関や窓に補助的に取り付ける錠
4	防犯フィルム	犯罪の防止を目的として、窓ガラスに取り付けるフィルム
5	センサーライト	屋外からの侵入の防止を目的として、主に人などの動きや熱を感知し、自動的に一定の時間ライトで照らす照明器具 ※室内に設置したセンサーライトは対象外
6	センサーアラーム	屋外からの侵入の防止を目的として、主に人などの動きや熱、振動等を感知し、自動で警告音が鳴る装置
7	ホームセキュリティ	警備会社と契約し、自宅で非常時ボタン等を押すことにより、自宅に警備員が駆け付けるプランであること

【ポイント付与申請方法と付与までの流れ】

- ◇申請者は、本手引きの内容を十分に理解し、同意したうえで本事業に係るポイント付与申請を行ってください。
- ◇ICHICO 未登録の方は、下記 QR コードからスマートフォン専用アプリ「chiica」をインストールし、会員登録をしてから申請手続きを始めてください。
- ◇ICHICO カード（紙）の発行をご希望の方は、申請書の紙カード発行希望欄に☑チェックを入れてください。



ios 端末インストール用



アンドロイド端末インストール用

申請方法は、次の 3 つのいずれかとします。

1. LoGo フォーム（ロゴフォーム）での申請

2. 郵送での申請

3. 窓口での申請

1.LoGo フォーム（ロゴフォーム）での申請方法

- （１）市内の「ICHICO 加盟店」で対象品目の購入等を行います。
- （２）市公式 Web サイト、またはチラシに記載されている QR コードを使用し LoGo フォームから申請します。
その際、必要な事項を入力し、求められている写真を添付します。
※写真は文字等が鮮明に映ったものを添付してください。
- （３）審査終了後、ICHICO のポイントが付与されます。

《申請時に添付するもの》

ICHICO の会員コード部分の写真 （会員の方のみ）	・アプリをご利用の方⇒画面のスクリーンショット ・カードをご利用の方⇒会員コード部分の写真
領収書の写真	申請者氏名（世帯主であること）、領収年月日、本体価格（値引き後、税込み）、商品名、型番、購入店舗のわかるもの
設置したことがわかる写真	自宅に設置したことがわかる写真など
申請者本人確認書類の写真	マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など

<https://logoform.jp/f/mxn57>



← こちらから申請できます

2.郵送での申請方法

- (1) 市内の「ICHICO 加盟店」で対象品目の購入等を行います。
- (2) 申請書を市公式 Web サイトからダウンロードし、必要事項を記入します。
- (3) 郵送で申請します。(令和 7 年 12 月 26 日(金)の消印有効)
※「写し」は文字等が鮮明に映ったものをご用意ください。
- (4) 審査終了後、ICHICO のポイントが付与されます。

《申請時に郵送するもの》

申請書	市公式 Web サイトから印刷し、必要事項を記載したもの
ICHICO 会員コード部分の写し (会員の方のみ)	・アプリをご利用の方⇒会員コード部分の写し ・カードをご利用の方⇒会員コード部分の写し
領収書の写し	申請者氏名(世帯主であること)、領収年月日、本体価格(値引き後、税込み)、商品名、型番、購入店舗のわかるもの
設置したことがわかるものの写し	自宅に設置したことがわかる写真など
申請者本人確認書類の写し	マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など

※ICHICO カード(紙)の発行をご希望の方は、申請書の紙カード発行希望欄に☑チェックを入れてください。

3.窓口での申請方法

- (1) 市内の「ICHICO 加盟店」で対象品目の購入等を行います。
- (2) 申請書を市公式 Web サイトからダウンロードし、必要事項を記入します。
- (3) 窓口で申請します。(窓口：第 1 庁舎 3 階 市民安全課)
※「写し」は文字等が鮮明に映ったものをご用意ください。
- (4) 審査終了後、ICHICO のポイントが付与されます。

《申請時に窓口を持参するもの》

申請書	市公式 Web サイトから印刷し、必要事項を記載したもの
ICHICO 会員コード部分の写し (会員の方のみ)	・アプリをご利用の方⇒会員コード部分の写し ・カードをご利用の方⇒会員コード部分の写し
領収書の写し	申請者氏名(世帯主であること)、領収年月日、本体価格(値引き後、税込み)、商品名、型番、購入店舗のわかるもの
設置したことがわかるものの写し	自宅に設置したことがわかる写真など
申請者本人確認書類の写し	マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など

※申請書は窓口にもあります。窓口で記入する方は、時間にゆとりをもって来庁してください。

※ICHICO カード(紙)の発行をご希望の方は、申請書の紙カード発行希望欄に☑チェックを入れてください。

【ポイント付与の時期について】

市民安全課で申請内容を確認し、申請受付から原則 4 週間以内にポイントを付与します。

【ポイントの確認方法】

◇アプリをご利用の方：アプリの「内訳」からご確認ください。

（ポイントの名称は「令和 7 年度 スマートポイント（防犯）」です。）

◇お手持ちの ICHICO カードをご利用の方：付与が確定したら、メール又は電話でご連絡します。

◇新規で ICHICO カード（紙）を発行される方：付与が確定したら、カードを郵送します。カードが
お手元に届きましたら、同封の連絡先に電話してください。その後カードにポイントを付与します。

【注意事項】

◇申請者は世帯主に限ります。

◇申請は 1 世帯 1 回限りです。

（購入数に制限はありませんが、複数個を購入した場合でも、1 回でまとめて申請してください。）

◇インターネットでの購入や中古品の購入は対象外です。

◇賃貸借物件にお住まいの方で工事が必要となる場合は、所有者の同意書の提出が必要です。

（市公式 Web サイトから印刷してください。）

◇代理人の方が書類を提出する場合は、委任状の提出が必要です。

（市公式 Web サイトから印刷してください。）

◇ポイントが予算額に達した時点で事業は終了となります。

◇ポイント残額の確認は、市公式 Web サイトでご確認ください。

◇**ポイントの付与は申請受付順ではなく、審査終了順になります。**速やかな審査のために添付の書類に
不備がないか、提出前によく確認してください。

《問い合わせ・書類提出先》

市川市 市民部 市民安全課

第 1 庁舎 3 階

住所：〒272-8501 市川市八幡 1-1-1

電話：047-334-1129 FAX：047-336-8073